

柏市会計年度任用職員（事務補助員）候補者名簿の登録案内

1 会計年度任用職員（事務補助員）について

柏市では、会計年度任用職員（事務補助員）として勤務していただける方を募集しています。

会計年度任用職員とは、業務繁忙期や職員に欠員が生じたときなどに、職員の補助として1会計年度の範囲内を任期として任用する一般職の非常勤職員です。

人事課では、各所属部署で勤務する事務補助員の任用にあたり、候補者名簿への登録者を募集しています。

- ※1 候補者名簿に登録された方が必ず任用されるものではありませんので、御了承ください。
- ※2 案内する仕事の内容や勤務条件、任用の時期が、御希望のものと異なる場合もあります。
- ※3 会計年度任用職員（事務補助員）は、人事課の候補者名簿登録者の中から任用するほか、各所属がホームページやハローワーク等により直接募集することもあります。

2 任用までの流れ

- (1) 申込みフォームから面接の予約をしてください。
- (2) 柏市会計年度任用職員申込書（人事課・候補者名簿登録用）を柏市人事課に持参し、面接を受けていただきます。
※申込書については、返却できませんので、御了承ください。
- (3) 面接選考の合格者を会計年度任用職員候補者名簿に登録します。 ↑ 申込みフォーム
- (4) 任用の必要が生じた際に、人事課において候補者名簿の中から人選を行い、配属先、勤務条件、職務内容等をお伝えします。



※登録有効期間は、令和7年3月31日までとさせていただきます。

3 採用職種、職務内容及び勤務地

採用職種	事務補助員
職務内容	市役所各事務所及び窓口等における事務補助の仕事 ・簡易なパソコン操作、データ入力（ワード・エクセルなど） ・窓口対応や、電話対応 ・資料の整理、文書発送などの軽作業 ※具体的な業務内容は、市役所の各所属（課や室など）ごとに、それぞれ異なります。
主な勤務地	・市役所本庁舎及び別館 ・市役所分庁舎 ・ウェルネス柏（柏市保健所） ・市役所沼南庁舎 ・柏駅前行政サービスセンター ・市内近隣センターなど

4 任期

会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）の範囲内で、各所属により異なります。

※１ 任用（採用）開始日から１月（１月の勤務日が１５日に満たない場合、１５日に達する日まで）を条件付採用期間とし、勤務成績が良好ではない場合、正式採用とはなりません。

※２ 地方公務員法第２２条の２の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに、新たな職が設置され、客観的な能力の実証を経て採用を決定するため、翌年度の採用を約束するものではありません。

5 報酬・勤務条件等

(1) 報酬の時給単価

令和６年１１月勤務分（１２月支払い）まで、１,０８０円

令和６年１２月勤務分（１月支払い）より、１,２００円

※時給単価の改定は、令和６年１２月に開催される市議会において、条例の一部改正が可決されたときに効力を生じるもの

※要件に該当する場合、通勤費のほか、時間外勤務、休日勤務等に相当する報酬を支給

(2) 期末手当

任期が１会計年度内に６か月以上ある会計年度任用職員に、６月と１２月の年２回、各１．２２５月分（採用時期により支給割合に変更あり）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する期末手当を支給

(3) 勤勉手当

任期が１会計年度内に６か月以上であり、週勤務時間が１５時間３０分以上ある会計年度任用職員に、６月と１２月の年２回、各１．０２５月分（採用時期により支給割合に変更あり）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する勤勉手当を支給

※報酬の時給単価や期末手当・勤勉手当の支給割合は、給与改定により変わる場合があります。

6 主な勤務条件等

勤務条件、保険適用等については、市役所の各所属（課や室など）ごとに、それぞれ異なります。申込書の希望する勤務条件、面談等に基づき配属先を決定します。

(1) 勤務条件の例１（年収１３０万円未満の例（給与改定時に差額支給なし））

所定勤務日数	月１２日以内（月曜日から金曜日のシフトによる）
所定勤務時間	午前９時から午後３時３０分（うち、休憩時間６０分）
主な業務内容	窓口での証明書発行業務の補助、窓口・電話対応
手当	期末手当支給あり、勤勉手当支給なし
保険等	社会保険・雇用保険該当なし
休日	土曜日・日曜日、祝日、年末年始
休暇制度	有給休暇、その他特別休暇

(2) 勤務条件の例２（年収１３０万円以上の例（任期が６か月以上である場合で、給与改定時に差額支給あり））

所定勤務日数	週４日
所定勤務時間	午前９時から午後５時（うち、休憩時間６０分）

主な業務内容	通知文の作成・発送作業，数値データの入力・確認作業
手当	期末手当支給あり，勤勉手当支給あり
保険等	社会保険・雇用保険加入
休日	土曜日・日曜日，祝日，年末年始
休暇制度	有給休暇，その他特別休暇

7 登録資格

地方公務員法第16条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。

- ア 禁錮（こ）以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- イ 柏市において懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない方
- ウ 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した方

※ 年齢要件は，定めないものとする。

8 問い合わせ

人事課 04-7167-1113（直通）